中期目標･中期計画一覧表

(法人番号　１０　)　(大学名)　国立大学法人東北大学

中期目標	中期計画
（前文）大学の基本的な目標 東北大学は、開学以来の「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神を基に、数々の教育研究の成果を挙げてきた実績を踏まえ、これらの伝統、理念等を積極的に踏襲し、東北大学の強み・特色を発展させ、独創的な研究を基盤として、「人が集い、学び、創造する、世界に開かれた知の共同体」として進化することを目指す。すなわち、第３期中期目標期間においては、高等教育を推進する総合大学として、以下の目標を高い次元で実現し、もって国際的な頭脳循環の拠点として世界に飛躍するとともに、東日本大震災の被災地の中心に所在する総合大学(指定国立大学法人)として、社会の復興・新生を先導する役割を担う。 １　教育目標・教育理念 ―「指導的人材の養成」 ・学部教育では、豊かな教養と人間性を持ち、人間・社会や自然の事象に対して「科学する心」を持って知的探究を行うような行動力のある人材及びグローバルな視野に立ち多様な分野で専門性を発揮して指導的・中核的役割を果たす人材を養成する。 ・大学院教育では、世界水準の研究を理解し、これに創造的知見を加えて新たな展開を遂行できる創造力豊かな研究者及び高度な専門的知識を持つ高度専門職業人を養成する。 ２　使命 ―「研究中心大学」 ・東北大学の伝統である「研究第一主義」に基づき、真理の探究等を目指す基	

礎科学を推進するとともに、研究中心大学として人類と社会の発展に貢献するため、研究科と研究所等が一体となって、人間・社会・自然に関する広範な分野の研究を行う。それとともに、「実学尊重」の精神を活かした新たな知識・技術・価値の創造に努め、常に世界最高水準の研究成果を創出し、広く国内外に発信する。

・知の創造・継承及び普及の拠点として、人間への深い理解と社会への広い視野・倫理観を持ち、高度な専門性を兼ね備えた行動力ある指導的人材を養成する。

3　基本方針 ―「世界と地域に開かれた世界リーディング・ユニバーシティ」

・人類社会の様々な課題に挑戦し、人類社会の発展に貢献する「世界リーディング・ユニバーシティ」(世界三十傑大学)であることを目指す。

・世界と地域に開かれた大学として、自由と人権を尊重し、社会と文化の繁栄に貢献するため、「門戸開放」の理念に基づいて、国内外から、国籍、人種、性別、宗教等を問わず、豊かな資質を持つ学生と教育研究上の優れた能力や実績を持つ教員を迎え入れる。それとともに、産業界はもとより、広く社会と地域との連携研究、研究成果の社会への還元や有益な提言等の社会貢献を積極的に行う。

・市民の知的関心を受け止め、支え、育んでいける教育研究活動を積極的に推進するとともに、市民が学術文化に触れつつ憩える環境に配慮したキャンパス創りを行う。

東北大学の構成員一人ひとりの能力を存分に発揮できる環境を整え、多彩な「個」の力を結集することによって、第３期中期目標期間における目標を達成していく。

◆　中期目標の期間及び教育研究組織 1　中期目標の期間 平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とする。 2　教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表１に記載する学部及び研究科等並びに別表２に記載する国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点及び教育関係共同利用拠点を置く。	
Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標	Ⅰ　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
1　教育に関する目標 「知の継承体」として、第2期中期目標期間中の教育力向上の取組を継続・発展させ、築き上げてきた知を教授する教育システムの更なる機能強化を図り、「知の創造体」を担う高度な教養、専門的な知識及びグローバルな視野を備えた指導的人材を養成する。 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標 ①　現代社会の課題に挑戦するグローバルリーダー育成の基盤となる学士課程から大学院課程に至る高度教養教育を確立・展開する。 ②　高度な専門性と分野を超えた鳥瞰力を持って新しい価値を創出できる指導的人材を育成するため、高度教養教育との密接な連携及び	1　教育に関する目標を達成するための措置 (1)教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置 ①-1 現代的課題に挑戦する基盤となる先端的・創造的な高度教養教育の確立・展開 №.1　□　学生がグローバルリーダーの基盤となる人間性及びグローバルな視野を養い、専門分野の基礎を確立し、大学院での新興・異分野融合研究を創造していくため、地球規模の現代的課題、サイバーセキュリティなど現代社会に必要なリテラシーの修得に多角的に取り組む授業科目群の開発・提供、高大接続から学士課程・大学院課程を見据えた授業科目の配置、情報通信技術(ICT)の活用による学習方法の提供、学生相互による学習支援、グローバルリーダーを支えるキー・コンピテンシーの醸成をはじめとする学部初年次教育から大学院にわたる高度教養教育を確立・展開する。特に、アクティブ・ラーニングによる授業科目「展開ゼミ」の開講クラス数を平成30年度までに90クラスまで増加させる取組を進めるとともに、全学教育においてICTを利用する授業を80パーセントに引き上げる。 ②-1 学部専門教育の充実 №.2　□　学生がグローバルリーダーの基盤となる専門分野の基礎を確立するため、全ての課程で平成29年

	海外大学との共同教育の下で、学部専門教育・大学院教育を推進する。	度からカリキュラムマップを導入・活用することにより教育プログラムの全学的構造化を図り、PBL(Project-Based Learning)型授業等によるアクティブ・ラーニングの拡充、学生の学修時間の確保・増加、学生の自律的学習姿勢の強化のための学修成果の可視化などを通じた学部専門教育の充実化を進める。 ②-2 大学院教育の充実 No.3　□　グローバルな視野の下で、新しい価値を創造できる研究者等の養成並びに高度な専門的知識・能力及びその汎用力を持つ高度専門職業人の養成を図るため、明確な人材養成像の下で、研究科や専攻の枠を超えた幅広いコースワークに基づく学位プログラムの提供、産学のネットワークを活かした協働のカリキュラムの開発・実施、学位の質保証のための研究倫理教育と論文審査体制の整備などを通じた大学院教育の充実化を進める。 ②-3 高度教養教育と専門教育との有機的連携 No.4　□　高度教養教育と専門教育との密接な連携の下で、学部・大学院の一貫した教育プログラムを実践し、多様なキャリアパス教育を進める。 ②-4 厳正かつ適切な成績評価・学位審査の実施 No.5　□　成績評価・学位審査を厳正かつ適切に実施し、国際通用性を見据えた学位を保証するため、全学教育に関する PDCA サイクルを継続して運用するとともに、「博士学位論文提出のための指針」に基づく論文剽窃防止の取組を強化する。 ②-5 社会人の学び直しの支援 No.6　□　社会人の学び直しに資するため、「アカデミック・リーダー育成プログラム」等の履修証明プログラム及び大学院の教育課程における社会人向けの実践的・専門的な教育プログラムを検討・実施し、社会人の学び直しの機会を提供するとともに、その活動を広く社会に発信する。 ②-6 世界を牽引する高度な人材の養成 No.7　□　世界を牽引する高度な人材の養成のため、学位プログラム推進機構の下で、スピントロニクス分野、データ科学分野をはじめとする海外の有力大学との協働による「国際共同大学院プログラム」、

	産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くための「博士課程教育リーディングプログラム」、異分野を融合した新しい研究分野で世界トップレベルの若手研究者を養成する学際高等研究教育院の教育プログラム等の学位プログラムを15プログラムに拡大し、これらを「東北大学高等大学院機構(仮称)」として組織する。
(2)教育の実施体制等に関する目標 ① 教育の大学IR (Institutional Research) 機能を活用した全学的教学マネジメントの下で、教養教育・学部専門教育・大学院教育の実施体制等を整備・充実するとともに、国際通用性の高い教育システムの開発を行い、教育の質を向上させる。	(2)教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 ①-1 教養教育の実施体制等の整備・充実 No.8 □ 全学的教育・学生支援体制として構築した高度教養教育・学生支援機構と部局等との緊密な協働の下で、大学IR (Institutional Research)機能の活用及び教育実践に関する開発・実施を一体的に進め、全学的教学マネジメントを展開する。 ①-2 多様な教員構成の確保 No.9 □ 教員の多様性を確保するため、外国人教員等の増員、年齢構成、ジェンダーバランス、実務経験等にも配慮した適切な教員配置を進める。 ①-3 国際通用性の高い教育システムの開発 No.10 □ 学生の学ぶ意欲を刺激する国際通用性の高い教育システムを構築するため、平成28年度からの全学部入学者へのGPA(Grade Point Average)制度の適用及び全授業科目のナンバリングの活用、第3期中期目標期間中早期からのクォーター制を活かした学事暦の柔軟化について、順次実施する。 ①-4 教育の質の向上方策の推進 No.11 □ 組織としてのPDCAサイクル及び授業科目等に対する授業担当教員のPDCAサイクルを通じて教育の質の向上を図る改善活動を継続的に推進するため、学生による授業評価結果の授業改善活動への活用、授業科目のマネジメントを行う担当責任者に対するFD(Faculty Development)の年2回以上の実施などの取組を進める。 ①-5 教育関係共同利用拠点の機能強化

	№.12　□　教育関係共同利用拠点として大学教育全体の多様かつ高度な教育の展開に寄与するため、本学が有する人的・物的資源の有効活用を図り、平成32年度までに教員の専門教育指導力を育成するプログラムの新規開発・提供を行うとともに、食と環境のつながりを学ぶ講義・実習の改善、海洋生物学の素養を備えた人材を育成する臨海実習の拡充など、他大学等へ提供する共同利用プログラムの強化を進める。
(3)学生への支援に関する目標 ①　国際混住型学生寄宿舎の整備・拡充をはじめとする経済的支援、生活支援、キャリア支援及び課外活動支援を柱とした障害者を含む学生への支援機能を強化する。	(3)学生への支援に関する目標を達成するための措置 ①-1 学生への経済的支援制度の拡充と学生寄宿舎の整備・充実 №.13　□　学生への経済的支援を強化するため、本学独自の奨学金制度等を拡充するとともに、国際的な環境の中で多様な価値観・文化を尊重しつつ自己を確立する場として、日本人学生と外国人留学生の国際混住型学生寄宿舎(ユニバーシティ・ハウス)の定員を対平成27年度比で2倍を目途に整備・拡充を進める。 ①-2 安心で健康な学生生活支援の取組強化 №.14　□　全ての学生が安心で健康な学生生活を送ることができる環境を確保するため、発達障害、身体障害等の障害のある学生に対する支援措置の充実・強化を進めるとともに、ハラスメント対策の強化及びメンタルケア体制の拡充を進める。 ①-3 進学・就職キャリア支援の推進 №.15　□　学生への進学・就職支援を強化するため、業界研究セミナー・大学院進学セミナー・キャリア形成ワークショップ等の体系的提供、学部初年次からの一貫したキャリア指導など全ての学生及び博士研究員(ポスドク)に対する総合的な就職キャリア支援の取組を推進するとともに、学生の博士後期課程への進学を支援するため、企業等との組織的連携を更に進めて「イノベーション創発塾」等を継続・拡充する。 ①-4 課外活動支援の拡充 №.16　□　学生が人間関係を育み、社会性を身に付ける上で有用な課外活動を支援するため、「全学的教育・厚生施設整備計画」に基づく運動場の人工芝化等の施設環境の整備、全学的な応援への取組、表彰制度の整備等を進める。

(4)入学者選抜に関する目標 ①　アドミッションポリシーに適合する、優秀で意欲的な学生が国内外から受験する入試戦略を展開し、より多面的・総合的な選抜を実施する。	(4)入学者選抜に関する目標を達成するための措置 ①-1 学生募集力の向上 No.17　□　東北大学進学への募集活動を強化するため、教育内容・進路状況・研究成果等の情報提供を促進し、説明会・オープンキャンパス・移動講座等を開催するとともに、優秀な外国人留学生を受け入れるため、英語ウェブページによる発信力の強化、海外拠点を利活用したリクルート活動等を展開する。 ①-2 アドミッションポリシーに適合する入学者選抜方法の改善 No.18　□　多様な学生の確保を目指したアドミッションポリシーに適合する学生を確保するため、30 パーセントを目指した AO 入試による入学定員の拡大、国際バカロレア入試や日本人学生を対象に英語で学習するためのグローバル入試等の導入、TOEFL 等の外部試験の入試への活用をはじめとする入学者選抜方法の継続的な点検・改善を進めるほか、国際学士コースについては、海外拠点の利用を含む海外現地入試を引き続き行うとともに、海外における教育課程を踏まえた柔軟な入学者選抜方法の改善を継続的に進める。
2　研究に関する目標 「知の創造体」として、第 2 期中期目標期間中の研究力向上の取組を継続・発展させ、長期的視野に立つ基盤研究の推進、経済・社会的課題に応える戦略的研究の推進、新興・融合分野など新たな研究領域の開拓のための東北大学独自の最先端研究体制の構築等を図り、世界トップレベルの研究成果を創出する。 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標 ①　長期的視野に立つ基盤研究及び世界を牽引する最高水準の研究を推進する。	2　研究に関する目標を達成するための措置 (1)研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 ①-1 長期的視野に立脚した基礎研究の充実 No.19　□　イノベーションの源泉となる基礎研究の重要性及び基礎研究・応用研究の不可分性に照らし、研究者の自由な発想による独創性のある研究を支援・推進する。 ①-2 世界トップレベル研究の推進 No.20　□　世界トップレベルの研究拠点の形成・展開を図るため、世界をリードする研究を重点的に推進し、

	被引用度の高い論文数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させ、世界 50 位以内に入る研究領域を拡大する。 ①-3 国際的ネットワークの構築による国際共同研究等の推進 No.21　□　本学における材料科学、スピントロニクス、未来型医療、災害科学等の分野の強み・特色を最大限に活かし、国際競争力の一層の強化を図るため、国際水準の大学・研究機関等との学術ネットワークの充実、海外拠点の利活用、世界最高水準の外国人研究者の招へい等を進めて世界的研究拠点を形成し、最先端の国際共同研究を推進して、国際共著論文数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、国際会議の主催・招待講演等を通じて研究成果の発信を行う。
②　経済・社会的課題に応える戦略的研究を推進する。	②-1 経済・社会的課題に応える戦略的研究の推進 No.22　□　経済・社会的ニーズと大学の多様な研究シーズを組み合わせ、エネルギー・資源の確保、超高齢社会への対応、地域の復興・新生、安全・安心でかつ持続可能な社会の実現など経済・社会的課題に応える戦略的研究を推進する。 ②-2 イノベーション創出を実践する研究の推進 No.23　□　産学が開かれた知の共同体を形成し、ナノテクノロジー・材料、ライフサイエンス、情報通信、環境、エネルギー、ものづくり、社会基盤等に関する世界最高水準の独創的着想に基づく研究を推進するため、企業等との共同研究数を対平成 27 年度比で 20 パーセント以上増加させるとともに、共同研究講座・共同研究部門を 2 倍に増加させ、イノベーション創出プログラム(COI STREAM)拠点及び国際集積エレクトロニクス研究開発センターに代表される大型産学連携研究を拡充する。 ②-3 トランスレーショナルリサーチの促進 No.24　□　生命科学・医工学分野の基礎研究成果の実用化を促進するため、メディカルサイエンス実用化推進委員会等が中心となって全学の研究シーズ登録数を第 3 期中期目標期間中に 250 件以上に増加させるとともに、トランスレーショナルリサーチ(基礎から臨床への橋渡し研究)を推進し、大学発の革新的な医薬品及び医療機器の開発シーズの実用化を進展させる。

③　未来の産業創造・社会変革等に資する新興・融合分野など社会にインパクトある新たな研究領域を開拓する。	③-1 新たな研究フロンティアの開拓 No.25　□　社会にインパクトある研究を推進するため、細分化された知を俯瞰的・総合的に捉える場を形成し、本学が強みを有する研究・技術要素の一層の強化及びその統合・システム化などの取組を進め、新規研究領域を継続的に開拓して、新興・融合分野研究への挑戦を重点的に支援する。
(2)研究実施体制等に関する目標 ①　研究中心大学「東北大学」の研究基盤を強化する。	(2)研究実施体制等に関する目標を達成するための措置 ①-1 多彩な研究力を引き出して国際競争力を高める環境・推進体制の整備 No.26　□　戦略的視点から革新的かつ創造的な研究プロジェクト等を企画・推進するため、リサーチアドミニストレーター(URA)機能の強化など全学的視点から研究推進体制の充実を進めるほか、国際リニアコライダー(ILC)、中型高輝度放射光施設などイノベーションの基盤となる最先端の研究施設の東北地方への誘致活動について寄与する。 ①-2 世界をリードする優れた研究者等の確保 No.27　□　ワールドクラスの研究者や必要な人材を国内外から産業界を含め広く確保するため、適切な業績評価による処遇反映の仕組みを整備・活用することにより、対平成 27 年度比で適用例 2 倍増を目指したクロスアポイントメント制度及び年俸制適用率 30 パーセント以上を目指した年俸制の活用を促進する。 ①-3 優れた若手・女性・外国人研究者の積極的登用 No.28　□　優れた若手・女性・外国人研究者が活躍する研究基盤を構築するため、自立的な研究環境の提供を前提とした国際公募による学際科学フロンティア研究所における 50 名程度の若手研究者のポストの確保及びその他の全学的な人件費の適切なマネジメントによる若手研究者のポストの確保に基づく若手教員比率 26.4 パーセントを目指した若手教員の雇用の促進、女性研究者の対平成 27 年度比で 50 パーセント以上の増員を目指した女性研究者支援の取組の加速化のほか、外国籍教員の対平成 27 年度比で 30 パーセント以上の増員及び新たに採用する教員の 1 割以上のテニュアトラック制の適用を進める。 ①-4 技術系研究支援者のキャリア形成の促進

	No.29　□　多彩で高度専門性を有する技術系研究支援者のキャリア形成を促進するため、専門分野間の技術交流・人事交流及び海外研修を含む先進的な技術開発等に関する研修を通じて、意欲を持って継続的に成長できる就業環境を提供する。
②　世界を牽引する最高水準の研究にチャレンジする体制を強化する。	②-1 世界最高水準の最先端研究機構群の設置 No.30　□　本学の総力を挙げて最先端研究に取り組むため、研究組織をミッション別に三階層化した基盤体制(研究イノベーションシステム)を構築し、その第一階層となる高等研究機構に設置した物質・材料分野(材料科学高等研究所)の強化を着実に進め、高等研究機構に新たな分野・研究組織等を順次整備して、世界最高水準の研究環境及び研究支援体制を拡充するとともに、高等研究機構と研究科・附置研究所等との有機的な連携を促進する。 ②-2 グローバルな連携ネットワークの発展 No.31　□　国際的な頭脳循環を促進するため、海外拠点・リエゾンオフィス等の戦略的な整備・活用、これまで築いてきたネットワークの連携強化、海外ベンチマーク大学への若手研究者の派遣(延べ 80 名以上)、リサーチレセプションセンターによる訪問者の支援、世界トップクラスの研究者を招へいする「知のフォーラム」事業の推進(年平均 3 件以上)等を通して、グローバルな連携ネットワークを発展させる。 ②-3 附置研究所等の機能強化 No.32　□　附置研究所等が学術研究の動向や経済社会の変化に対応しながらその機能を十分に発揮し、高い研究水準を維持する学術研究の中核研究拠点としての使命を遂行するため、研究支援体制の充実など業務運営の更なる強化を進める。 ②-4 国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点の機能強化 No.33　□　国際共同利用・共同研究拠点及び共同利用・共同研究拠点が大学の枠を超えて学術研究の中核として全国的な研究レベルの向上に寄与するとともに本学の強み・特色の重点化にも貢献するため、材料科学、情報通信、加齢医学、流体科学、物質・デバイス科学、計算科学、電子光理学等の強みを活かして、国内外の研究機関との連携をはじめとする開かれた共同利用・共同研究の組織的推進など業務運営の更なる強化を進める。

3　社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標 「世界と地域に開かれた大学」として、東北大学の人的・知的資源を広く社会に還元して、人類社会全体の発展に貢献する。	3　社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置
①　世界標準の産学マネジメントを推進し、産学間のパートナーシップを進める。	①-1 世界標準の産学連携マネジメントの推進 №.34　□　大学の研究成果を企業等と連携したイノベーション創出につなげるため、世界標準の産学連携マネジメントを推進する産学連携機構の整備・充実を進めるとともに、組織的産学連携を促進するプレマッチングファンド制度の拡充、青葉山新キャンパスの環境を活用して産学連携組織群を集約するアンダー・ワン・ルーフ型産学連携拠点の構築、「産学連携特区(仮称)」制度の構築、「共同研究講座・共同研究部門」の対平成 27 年度比で 2 倍増、人文社会科学分野の積極的な参画による産学連携に関する政策提言機能の整備、産学連携マネジメントを担う高度人材の実践的な育成プログラムの構築等を通じて、産学間のパートナーシップを進める。
②　社会との連携及び社会への貢献を強化する。	②-1 社会連携活動の全学的推進 №.35　□　大学と社会をつなぐ窓口機能及び本学の学生・教職員による積極的な社会連携活動の支援機能の強化を図り、国・自治体・企業等との連携を更に促進し、社会の課題解決、地域活性化、政策立案等の社会ニーズを捉えた取組を進める。特に、東日本大震災を経験した総合大学としての知見と経験を活かして、宮城県・福島県の小学生を対象に実施している減災教育を継続・拡充するなど地域の防災・減災活動の取組を進める。 ②-2　知縁コミュニティの創出・拡充への寄与 №.36　□　本学の施設、学術資源等を広く活用しつつ、サイエンスカフェやリベラルアーツサロンなどの市民の知的な関心を受け止め、支え、育んでいける教育研究活動等を継続・拡充するとともに、自治体・メディア等との連携により地域の文化創造・交流の中核となる取組を進める。

4　災害からの復興・新生に関する目標 東日本大震災の被災地の中心に所在する総合大学として、社会の復興・新生を先導する役割を担う。 ①　東日本大震災の被災地域の中心に所在する総合大学として、被災からの復興・新生に寄与する多彩な活動を展開する。 ②　東日本大震災で得られた教訓・知見を世界に発信・共有し、課題を解決する新たな知を創出し、国際社会に貢献する多彩な活動を展開する。	4　災害からの復興・新生に関する目標を達成するための措置 ①-1 東北大学復興アクションの着実な遂行 No.37　□　東日本大震災からの復興・新生に資する成果を創出するため、災害復興新生研究機構と部局等との協働の下で、被災地域の課題を踏まえ、地域の特色や資源を活用した研究・人材育成・新産業創出等の取組を継続的に推進し、それらの活動を国内外に発信する。 ①-2 復興に長期を要する被災地域への貢献 No.38　□　福島第一原子力発電所の事故により復興に長期を要する被災地域の再生のため、廃炉・環境回復の分野をはじめとするこれまでの取組等を活用する。 ②-1　科学的知見に基づく国際貢献活動 No.39　□　東日本大震災で得られた教訓・知見や世界に先駆けて開拓する災害科学の新たな知を世界各国の課題解決に資するため、これまで築いてきた国内外の連携ネットワークを活用し、新たな防災・減災技術の開発、震災アーカイブ・災害統計データの集積・提供、バイオバンク固有の問題解決とメディカル・メガバンク先進モデルの提供、海洋生物資源の保全・活用などの科学的知見による開かれた貢献活動を展開する。
5　その他の目標 (1)グローバル化に関する目標 ①　国際連携推進機構の下で、国際化環境整備を推進する。	5　その他の目標を達成するための措置 (1)グローバル化に関する目標を達成するための措置 ①-1 国際競争力向上に向けた基盤強化 No.40　□　国際競争力向上に向けた基盤強化を図るため、国際連携推進機構と部局等との協働の下で、海外拠点の整備・利活用、国際交流サポート体制の強化をはじめとする国際化環境整備を推進する。 ①-2 国際発信力の強化 No.41　□　国際発信力を強化するため、英語による全学的広報業務を担う専任スタッフを拡充し、クオリテ

	ィーの高い情報コンテンツの実現とウェブページ、ソーシャルメディア等の活用により受け手に応じた適切な情報発信を推進するとともに、海外拠点、コンソーシアム等を活用し多様な機関等との連携による情報発信体制を強化するほか、海外の同窓会との連携、国際シンポジウムの開催・招致などの取組を強化する。 ①-3 グローバルネットワークの形成・展開 №.42 □ 教職員・学生の国際流動性の向上及び教育・研究における国際連携推進に資するグローバルネットワークの戦略的強化のため、海外拠点・学術交流協定校の拡充及びコンソーシアムの更なる活用を進める。
② 学生の流動性の向上とグローバルリーダー育成のためのグローバルな修学環境を整備する。	②-1 外国人留学生の戦略的受入れと修学環境の整備 №.43 □ 第３期中期目標期間中に通年での外国人留学生を 3,000 人に拡大するため、これまでの実績を活かして重点的な地域・分野・プログラム等を内容とする留学生受入れ戦略を基に、教育プログラムの充実、留学生の支援措置の拡充など就学環境の更なる整備を進める。 ②-2 本学学生の海外留学と国際体験の促進 №.44 □ 第３期中期目標期間中に単位取得を伴う海外留学体験学生を年間 1,000 人に拡大するため、入学前海外研修プログラム、短期海外研修プログラム(スタディアブロードプログラム)、協定校交換留学プログラム、研究型海外研鑽プログラム等を実施するとともに、海外留学・海外インターンシップの促進体制の更なる整備を進める。 ②-3 異文化の理解と実践的なコミュニケーション能力の養成 №.45 □ グローバルに活躍できる人材の育成のため、言語や文化の異なる多様な人々と協調しつつ自己の主張を的確に相手に伝え問題解決に導く高度なコミュニケーション能力を涵養できる教育プログラムを開発・展開するとともに、英語をはじめとする語学教育を強化する。
③ 徹底した「大学改革」と「国際化」を全学的に断行することで国際通用性を高め、ひいては国際競争力を強化するとともに、世界的	③-1 国際通用性の向上 №.46 □ スーパーグローバル大学創成支援「東北大学グローバルイニシアティブ構想」事業の目的達成に

に魅力的なトップレベルの教育研究を行い、世界三十傑大学を目指すための取組を進める。	向けて、総長を本部長とする推進本部の下で、平成35年度中に国際コース設置率を75パーセントに拡大する等の教育プログラムの国際通用性の向上、国際共同大学院プログラムをはじめとする国際連携による教育力強化、教員の多様性・流動性の向上及び学生の多様性・流動性の向上を進める。 ③-2 先端的教育研究クラスターの構築 No.47　□　本学を中核とする「知の国際共同体」を形成する先端的教育研究クラスターを構築するため、スピントロニクス分野、データ科学分野をはじめとする9つの国際共同大学院の設置及び「知のフォーラム」事業の実施を両輪とする取組を推進する。 ③-3 外国人教員等の増員 No.48　□　第3期中期目標期間中に外国人教員等を1,000人以上に拡大するため、柔軟な人事・給与システムの運用や受入れ環境の整備を進め、外国人教員等の組織的・戦略的雇用を促進する。
(2)附属病院に関する目標 ①　世界の総合大学にふさわしい病院としての機能強化を進める。	(2)附属病院に関する目標を達成するための措置 ①-1 国際的病院機能を目指した設備・機能の整備 No.49　□　国際的拠点病院として機能するため、病院広報の国際化及び外国人患者診療体制の整備を進めるとともに、医療・医学教育・医学研究に関して諸外国、特にアジア各国の先端医療拠点病院と連携して人材交流を進める。 ①-2 より安定した経営基盤の確立 No.50　□　より安定した経営基盤を確立するため、収支バランスの継続的モニタリング及び詳細な経営分析・評価を行うとともに、新中央診療棟の整備、重点診療部門への投資等により収益の増加、経費削減等により経営の効率化を進める。 ①-3 社会の要請に応える医療人の養成及び病院機能の強化 No.51　□　卒前教育と卒後教育が一体となった魅力ある教育を通じて高度な知識・技能・人格を兼ね備えた専門医療人を育成し、社会・地域の医療に貢献するとともに、リーディングホスピタルとして高度急性期医療及び先端医療の充実化を進める。

		①-4 医療安全及び医療の質の向上 No.52 □ 先端医療・臨床研究の安全性・品質を担保するため、倫理教育プログラムの充実、研究支援・モニタリング体制の整備など組織としての管理体制を一層強化するとともに、医療の質の向上のため、医療安全推進室を強化し、定期的に第三者の機能評価を受審する。 ①-5 医薬品・医療機器開発に向けた体制強化 No.53 □ 先進医療及び臨床試験の実施により新たな医療を提供するとともに他機関等との連携による医薬品・医療機器開発を促進するため、臨床研究推進センターの体制強化を図り、第3期中期目標期間中に10件以上を目標とする研究成果の実用化の支援を展開する。
	(3)産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標 ① 平成24年度補正予算(第1号)による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。	(3)産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標を達成するための措置 ①-1 研究成果の事業化の促進 No.54 □ 認定特定研究成果活用支援事業者の株主としてのプログラムのパフォーマンスを図るため、出資事業推進委員会におけるモニタリングなどガバナンスの確保を図る取組を実施する。大学における技術に関する研究成果を事業化させるため、事業イノベーション本部を中心に24件程度の事業化支援を行い、認定特定研究成果活用支援事業者等の投資の対象候補として6件程度の育成を図る等の取組を実施する。大学における教育研究活動の活性化及びイノベーションエコシステムを構築するため、認定特定研究成果活用支援事業者等と連携し、ベンチャー育成・活用人材リソースネットワークの形成、20名程度の大学高度人材への実践的インターン制度の構築等の取組を実施する。地域における経済活性化に貢献するため、認定特定研究成果活用支援事業者、地方公共団体、地方経済界等と連携し、大学発ベンチャーの立地等の支援ネットワークの形成等の取組を実施する。
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標		Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1 組織運営の改善に関する目標 ① 大学経営システムの機能強化を進める。	1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置 ①-1 大学経営における明確な役割分担と最適化 No.55 □ 大学が戦略をもって活動展開するため、本学構成員、経営協議会の学外委員、国際アドバイザリーボードなどの様々な意見を収集・分析し、総長のリーダーシップの下で、教学マネジメントを統

	括して迅速な意思決定と執行権を行使できるシステムの整備など体制の強化を図り、大学経営における役割・機能の分担の明確化・最適化を行う。 ①-2 監事監査の円滑かつ適正な実施の確保 No.56 □ 監事の機能強化に応じた職務執行の支援態勢を確保する措置を講ずるとともに、監事監査・モニタリングの結果を法人運営の改善に反映させる。 ①-3 内部監査・モニタリング機能の強化 No.57 □ 総長直属の内部監査体制の下で、内部統制システムのモニタリングを継続的に実施するとともに、本学独自の評価基準の作成及び評価の実施、リスク・コントロール・マトリクスの整備などを行い、リスク・課題の解決策を監査先と共に探り、自発的改善を促進する。
② 大学を支える人材の確保・活用を図れる人事システムを構築する。	②-1 人事・給与システムの弾力化 No.58 □ 本学の戦略的・機動的な大学経営と教育研究の高度化による更なる躍進のため、クロスアポイントメント制度適用例を対平成 27 年度比で 2 倍増、年俸制の適用率 30 パーセント以上などを目指した人事・給与システムの弾力化を推進する。 ②-2 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の確保・育成 No.59 □ 大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を図るため、各階層別の研修内容の充実、TOEIC スコア 700 点以上の事務職員等の 100 名以上増員など職員の研修、良質なマンパワーの増強等を通じた人事マネジメントの改善を進める。 ②-3 男女共同・協働の実現 No.60 □ 次世代の学生の教育を担う機関として男女共同・協働を実現するため、「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」に基づく総合的・計画的な取組を推進し、第 3 期中期目標期間中に、女性教員比率を19パーセントに引き上げることを目指した採用等の取組及び管理職等(課長補佐級以上)の女性職員比率を 15 パーセントに引き上げることを目指した育成等の取組を強化する。

	③　自己収入拡大等による安定した財政運営を図りながら、学内資源の効果的な配分を実行する。	③-1 安定した自己財政基盤の確立 No.61　□　規制緩和等を踏まえた学内規程等の見直しを積極的に行うことで自己収入の拡大を図るとともに、学内の予算・人的資源の状況を分析の上で長期財政計画を策定し、それに基づく学内資源の効果的・安定的な配分を実行する。 ③-2 強み・特色を活かした重点施策、部局評価等に連動する資源配分の実施 No.62　□　総長のリーダーシップの下、第 2 期中期目標期間中に実施した部局評価に基づく傾斜配分の実績等を踏まえ、世界三十傑大学への飛躍を目指して、ミッションの再定義等を踏まえた本学の強み・特色を活かした重点施策に総長裁量経費の重点投資を行うとともに、部局評価等と連動した資源配分を実施する。
	2　教育研究組織の見直しに関する目標 ①　教育研究組織の不断の点検を行いながら、その柔軟かつ機動的な見直しを行う。	2　教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 ①-1 教育研究組織の点検・見直し No.63　□　大学の機能強化を図るため、大学をめぐる環境を踏まえた教育研究組織の点検を不断に行うことができる体制を整備し、その点検の結果に基づき、必要に応じて、組織・入学定員の見直しなど、柔軟かつ機動的な組織改革を実行する。法科大学院については、「公的支援の見直しの強化策」を踏まえ、東北地方における法曹養成機能、司法試験の合格状況、入学者選抜状況等を考慮の上、質の高い教育提供とともに入学定員規模の点検等を行う。
	3　事務等の効率化・合理化に関する目標 ①　業務構造の再構築・強化等により事務等の効率化・合理化を進める。	3　事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置 ①-1 効率的かつ効果的な事務等の構築・機能強化 No.64　□　効率的かつ効果的な事務等の構築及び機能強化を図るため、恒常的な業務点検・調査検討体制の再整備を行い、事務業務のスリム化・集約化・システム化を更に推進する。
Ⅲ　財務内容の改善に関する目標		Ⅲ　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 ①　外部研究資金の一層の獲得を図るとともに、自己収入の増加を図る。	1　外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 ①-1 外部研究資金の拡充 No.65　□　外部研究資金の拡充を図るため、リサーチアドミニストレーター(URA)機能、大学 IR 機能等を活用しながら情報の把握・分析・学内への提供を行うなど外部資金獲得の支援体制を強化する。

		①-2 基金の充実 No.66 □ 東北大学基金の恒久的な拡充を図るため、寄附者の意向と本学のビジョンに即した多様な寄附メニューの拡充及び全学的な募金推進基盤の強化をはじめとする戦略的・組織的なファンドレイジング活動を展開するとともに、東北大学萩友会等との連携によりステークホルダーとの互恵的関係を強化する取組を拡充する。
	2　経費の抑制に関する目標 ①　経費の節減を徹底する。	2　経費の抑制に関する目標を達成するための措置 ①-1 経費の節減の徹底 No.67 □ 管理的経費の節減を徹底するため、事務体制の見直し、各種業務の改善、共同購入品目の拡大など業務運営の効率化を継続的に実施する。
	3　資産の運用管理の改善に関する目標 ①　資産の有効活用を行うとともに、不断の見直しを行う。	3　資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 ①-1 資産の効率的・効果的運用 No.68 □ 新キャンパス整備事業等の進捗状況を踏まえた資金管理計画等に基づく安全性・効率性を考慮した適正な資金管理、取引金融機関等での競争入札実施による資金運用の拡大を図るとともに、保有する土地・建物の有効活用の推進策の策定、使用料金の見直し等による使用料収入額の対平成27年度比5パーセント以上の増収など、資産の効率的・効果的な運用を行う。
Ⅳ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標		Ⅳ　自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
	1　評価の充実に関する目標 ①　自己点検・評価等について、世界三十傑大学を目指すのに相応しい内容の充実を図り、その結果を教育研究の質の向上、大学経営の改善等に活用する。	1　評価の充実に関する目標を達成するための措置 ①-1 自己点検・評価等の充実 No.69 □ グローバルな視点で教育研究の質の向上、大学経営の改善等を図るため、適正な評価体制の下で、全学及び部局に係る自己点検・評価にあっては毎年度実施し、教員個人に係る評価にあっては部局で定期的に実施するとともに、全学に係る機関別認証評価及び部局に係る外部評価を受審し、大学IR機能を活用して評価結果の検証及びフィードバック等を継続的に実施する。
	2　情報公開や情報発信等の推進に係る目標 ①　研究・教育成果等の情報発信の強化を進める。	2　情報公開や情報発信等の推進に係る目標を達成するための措置 ①-1 情報の受け手に応じた効果的な情報発信の展開 No.70 □ 社会への説明責任を果たすため、大学ポートレート、ウェブページ等を活用して大学の基本情報や研究・教育成果等の情報公開を促進するとともに、大学の認知度・社会的評価の向上を図るため、ウェブページ、広報誌、シンポジウム等の催事、ソーシャルメディア等の手段を駆使して「顔が見

		える大学」としての情報発信を実現する。
Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標		Ⅴ　その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
	1　施設設備の整備・活用等に関する目標 ①　世界最高水準の教育・研究を支えるキャンパス環境を整備する。	1　施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 ①-1 知的交流と国際交流を促すキャンパス整備 No.71　□　世界をリードする研究拠点にふさわしい知的交流と国際交流を促すキャンパスとするため、東日本大震災の経験を活かして教育研究の継続性に配慮した災害に強い施設作りを行うとともに、緑豊かな景観と構内に残る歴史的建造物等を活かして学生・教職員・地域住民の学びと思索を促すキャンパス環境を整備する。平成 29 年度中の農学部・農学研究科の青葉山新キャンパス移転に向けた所要の施設整備については、着実に実施する。 ①-2 キャンパスの効率的かつ効果的な再生整備 No.72　□　持続可能なキャンパスとし、更なる高効率な活用及び施設設備の長寿命化を促進するため、施設設備に関する点検評価・教育研究ニーズに基づく計画的な整備、全学的な共同利用スペースの確保・運用及び研究設備の共同利用化などマネジメントを一層強化するとともに、第３期中期目標期間中に長寿命化を図る必要のある施設の再生整備を全て実施し、老朽改善を必要とする施設の割合を 25 パーセント以下とする。進行中の PFI(Private Finance Initiative)事業については、着実に実施する。
	2　環境保全・安全管理に関する目標 ①　環境と安全に配慮したキャンパスの整備を進める。	2　環境保全・安全管理に関する目標を達成するための措置 ①-1　環境保全・安全管理の充実 No.73　□　環境保全・安全管理文化の醸成と事故防止のため、関係法令等の周知、各種安全教育教材等の整備、環境・安全教育講習会の開催、法令・マニュアル等の英語化など全学的・組織的な取組を推進するとともに、東日本大震災による被害内容の調査分析結果等に基づき作成されたガイドラインによる転倒防止対策を確実に実施する。 ①-2 キャンパスの交通環境の整備 No.74　□　地下鉄東西線開業等に伴う交通環境の変化を踏まえ、学内バスの運行計画の再構築を行うなど安全で効果的な学内交通環境を整備する。

	3　法令遵守等に関する目標 ①　コンプライアンス等の高度化及び危機管理体制の機能強化を進める。	3　法令遵守等に関する目標を達成するための措置 ①-1 公正な研究活動の推進 No.75　□　公正な研究活動を推進するため、公正な研究活動の推進体制の下で、研究に携わる全構成員の研究倫理研修受講の義務付けなど全学的・組織的な取組を推進する。 ①-2 適正な研究費の使用 No.76　□　研究費の適正な使用を遂行するため、適正な研究費の運営・管理体制の下で、不正使用防止計画に基づき、研究費の運営・管理に携わる全構成員のコンプライアンス教育受講の義務付け、取引業者との癒着を防止するための誓約書の徴取など全学的・組織的な取組を推進する。 ①-3　内部統制システムの構築・運用 No.77　□　個人情報保護の徹底及び財務・会計、法人文書管理をはじめとする業務の適正かつ効率的な運営を期するため、内部統制システムを整備し、継続的にその点検を行い、役職員への周知、研修の実施、必要な情報システムの更新等のリスク管理を実行するとともに、事案が発生した場合には、速やかな是正措置及び再発防止を講ずる。 ①-4　危機管理体制の機能強化 No.78　□　不測の事態に対する危機管理体制の機能強化を図るため、東日本大震災の教訓を活かしたBCP(業務継続計画)の策定及び学内の防災システムの普及を進めるとともに、BCP(業務継続計画)に基づく防災訓練を毎年定期的に実施する。
	4　情報基盤等の整備・活用に関する目標 ①　大学運営の基盤となる情報基盤等の整備・活用を行う。	4　情報基盤等の整備・活用に関する目標を達成するための措置 ①-1 多様な教育研究活動等を支える情報基盤の活用充実と高度化 No.79　□　多様な教育研究活動等を支えるため、限られた大学資源の効率的・合理的運用を図りながら、情報基盤の活用・充実を進め、システム集約等による全学的最適化を推進するとともに、情報セキュリティ対策の高度化、学内高性能計算基盤群の連携強化及び利用環境の高度化等を進める。 ①-2 学術情報拠点としての図書館機能の活用 No.80　□　本学の学術情報拠点として、本館と分館との協働の下で、基盤的学術情報の整備、学習環境のサポート、貴重図書・資料の保存・発信、業務の効率化など図書館機能の活用を進める。

	5　大学支援者等との連携強化に関する目標 ①　東北大学ネットワークの拡充を進める。	5　大学支援者等との連携強化に関する目標を達成するための措置 ①-1 地域住民等との協働の緊密化 No.81　□　東北大学の教職員・学生・地域住民等との協働の緊密化を図るため、本学の施設の一般開放・見学受入れの推進、東北大学萩友会等のネットワークを活用した大学リソースの継続的な提供活動及び地域住民が大学運営に参画・支援できるシステムの構築を進める。 ①-2 校友間の協働の緊密化 No.82　□　校友間の協働の緊密化を図るため、卒業生の所在情報の捕捉率を５割に引き上げるとともに、ホームカミングデーをはじめとする各種の交流会・懇談会を拡充するほか、ロゴマーク・学生歌・校友歌の普及、東北大学萩友会の活性化などユニバーシティ・アイデンティティ活動を継続的に進める。
		Ⅵ　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙参照
		Ⅶ　短期借入金の限度額 １．短期借入金の限度額 １１，４００，８７６千円 ２．想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。
		Ⅷ　重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 １．重要な財産を譲渡する計画 ・雨宮地区(宮城県仙台市青葉区堤通雨宮町10番3)　92,746.19㎡を譲渡する。 ・旧名取ボート艇庫跡地(宮城県名取市下増田字屋敷10番1)　1,863.00㎡を譲渡する。 ・船舶１隻(宮城県牡鹿郡女川町小乗二丁目10番地の1、19トン)を譲渡する。 ２．重要な財産を担保に供する計画 ・病院の施設整備及び病院特別医療機械の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

	Ⅸ　剰余金の使途 　毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究・診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

Ｘ　その他

１．施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財　　源
・三条学生寄宿舎施設整備事業（PFI） ・星陵　加齢疾患モデル総合実験施設 ・医病　中央診療棟 ・医病　基幹・環境整備（中央監視設備等） ・青葉山　実験研究棟Ｉ（工学系） ・小規模改修	総額6,981	施設整備費補助金　(2,679) 船舶建造費補助金　(　0) 長期借入金　(3,498) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金　(　804)

（注１）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について平成２８年度以降は平成２７年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

２．人事に関する計画

（１）優れた若手・女性・外国人研究者が活躍する研究基盤を構築するため、学内組織・資源を活用した任期制ポストへの登用等を推進する。

（２）大学の教育研究活動及び経営を担う人材の育成・高度化を目指して、研修内容の充実、人事マネジメントの改善等を図る。また、研究支援者のキャリア形成を促進するため、専門分野間の技術交流等を推進する。

（３）ワールドクラスの研究者や優れた人材を国内外から広く確保するため、適切な業績評価による処遇反映の仕組みの整備・活用、クロスアポイントメント制度の活用等を推進する。また、スタッフ・ディベロップメントの観点から、関係機関との間で積極的な人事交流を実施する。

（４）戦略的・機動的な大学経営と教育研究の高度化による更なる躍進のため、従来から取り組んでいる年俸制の適用率を拡大する等、人事・給与システムの弾力化を推進する。

（参考）　中期目標期間中の人件費総額見込み　２７６，１７９百万円(退職手当は除く)

３．中期目標期間を超える債務負担

（ＰＦＩ事業）

東北大学(三条)学生寄宿舎施設整備事業

・事業総額：2,187 百万円

・事業期間：平成 16 年度～30 年度 (15 年間)

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標期間小計	次期以降事業費	総事業費
施設整備費補助金	144	144	144	0	0	0	433	0	433
運営費交付金	19	16	12	0	0	0	48	0	48

（注）　金額はＰＦＩ事業契約に基づき計算されたものであるが、ＰＦＩ事業の進展、実施状況及び経済情勢・経済環境の変化等による所要額の変更も想定されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

（長期借入金）

（単位：百万円）

年度 財源	H28	H29	H30	H31	H32	H33	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金 （(独) 大学改革支援・学位授与機構）	2,424	2,518	2,518	2,526	2,559	2,684	15,230	20,821	36,051

（注）　金額については、見込みであり、業務の実施状況等により変更されることもある。

（リース資産）

該当なし

４．積立金の使途

前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

	①医学系研究科立体駐車場整備に係る施設等整備事業 ②応用物理実験棟改修に係る施設等整備事業 ③産学共同の研究開発による実用化促進等に係る業務 ④その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

別表１（学部・研究科等）

学部	文学部 教育学部 法学部 経済学部 理学部 医学部 歯学部 薬学部 工学部 農学部
研究科	文学研究科 教育学研究科 法学研究科 経済学研究科 理学研究科 医学系研究科 歯学研究科 薬学研究科 工学研究科 農学研究科 国際文化研究科 情報科学研究科 生命科学研究科 環境科学研究科 医工学研究科

別表（収容定員）

学部	文学部	840 人		
	教育学部	280 人		
	法学部	640 人		
	経済学部	1,080 人		
	理学部	1,296 人		
	医学部	1,348 人	(うち医師養成に係る分野　772 人)	
	歯学部	318 人	(うち歯科医師養成に係る分野　318人)	
	薬学部	360 人		
	工学部	3,240 人		
	農学部	600 人		
研究科	文学研究科	292 人	うち前期課程	178 人
			後期課程	114 人
	教育学研究科	135 人	うち前期課程	90 人
			後期課程	45 人
	法学研究科	266 人	うち前期課程	20 人
			後期課程	36 人
			法科大学院課程	150 人
			専門職学位課程	60 人
	経済学研究科	248 人	うち前期課程	120 人
			後期課程	48 人
			専門職学位課程	80 人
	理学研究科	914 人	うち前期課程	524 人
			後期課程	390 人
	医学系研究科	767 人	うち前期課程	104 人
			後期課程	63 人
			修士課程	80 人
			博士課程	520 人
	歯学研究科	184 人	うち修士課程	16 人
			博士課程	168 人
	薬学研究科	178 人	うち前期課程	108 人
			後期課程	54 人
			博士課程	16 人
	工学研究科	1,794 人	うち前期課程	1,272 人
			後期課程	522 人
	農学研究科	329 人	うち前期課程	218 人
			後期課程	111 人

国際文化研究科	118 人	うち前期課程	70 人
		後期課程	48 人
情報科学研究科	406 人	うち前期課程	280 人
		後期課程	126 人
生命科学研究科	302 人	うち前期課程	212 人
		後期課程	90 人
環境科学研究科	299 人	うち前期課程	200 人
		後期課程	99 人
医工学研究科	114 人	うち前期課程	78 人
		後期課程	36 人

別表２（国際共同利用・共同研究拠点、共同利用・共同研究拠点、教育関係共同利用拠点）

（国際共同利用・共同研究拠点）
金属材料研究所

（共同利用・共同研究拠点）
加齢医学研究所
流体科学研究所
電気通信研究所
多元物質科学研究所
電子光理学研究センター
サイバーサイエンスセンター

（教育関係共同利用拠点）
大学教育イノベーション人材開発拠点
（東北大学高度教養教育・学生支援機構）
食と環境のつながりを学ぶ複合生態フィールド教育拠点
（東北大学川渡フィールドセンター）
次世代の海洋人材を育む多様な海洋生物学教育推進拠点
（東北大学大学院生命科学研究科附属浅虫海洋生物学教育研究センター）

（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1．予算

平成 28 年度～平成 33 年度予算

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
収　入	
運営費交付金	265,526
施設整備費補助金	2,679
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	804
自己収入	285,733
授業料及び入学料検定料収入	65,466
附属病院収入	217,867
財産処分収入	0
雑収入	2,400
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	134,042
長期借入金収入	3,498
計	692,282
支　出	
業務費	527,748
教育研究経費	333,392
診療経費	194,356
施設整備費	6,981
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	134,042
長期借入金償還金	23,511
計	692,282

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 276,179 百万円を支出する。（退職手当は除く。）

	注）人件費の見積りについては、平成 29 年度以降は平成 28 年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。 注）退職手当については、国立大学法人東北大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。 注）組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。 [運営費交付金の算定方法] ○ 毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。 Ｉ〔基幹運営費交付金対象事業費〕 ①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。Ｄ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＤ（ｙ）。 ・学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。 ・学長裁量経費。 ②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。Ｅ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＥ（ｙ）。 ・学部・大学院及び附属学校の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。 ・附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。 ・附置研究所及び附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。 ・法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。 ・教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 ③「機能強化経費」：機能強化経費として、当該事業年度において措置する経費。 〔基幹運営費交付金対象収入〕 ④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び

収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（平成 28 年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。平成 28 年度予算額を基準とし、第３期中期目標期間中は同額。

Ⅱ〔特殊要因運営費交付金対象事業費〕

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。Ｉ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＩ（ｙ）。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。Ｋ（ｙ－１）は直前の事業年度におけるＫ（ｙ）。

運営費交付金＝ Ａ（ｙ）＋ Ｂ（ｙ）＋ Ｃ（ｙ）

１．毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

Ａ（ｙ）＝ Ｄ（ｙ）＋ Ｅ（ｙ）＋ Ｆ（ｙ）－ Ｇ（ｙ）

（１）Ｄ（ｙ）＝ Ｄ（ｙ－１）× β（係数）

（２）Ｅ（ｙ）＝｛Ｅ（ｙ－１）× α（係数）｝× β（係数）± Ｓ（ｙ）± Ｔ（ｙ）＋ Ｕ（ｙ）

（３）Ｆ（ｙ）＝ Ｆ（ｙ）

（４）Ｇ（ｙ）＝ Ｇ（ｙ）

	---------- Ｄ（ｙ）：教育研究等基幹経費（①）を対象。 Ｅ（ｙ）：その他教育研究経費（②）を対象。 Ｆ（ｙ）：機能強化経費（③）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。 Ｇ（ｙ）：基準学生納付金収入（④）、その他収入（⑤）を対象。 Ｓ（ｙ）：政策課題等対応補正額。 新たな政策課題等に対応するための補正額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 Ｔ（ｙ）：教育研究組織調整額。 学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 Ｕ（ｙ）：教育等施設基盤調整額。 施設マネジメントにおける維持管理の状況に対応するための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 ２．毎事業年度の特殊要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。 Ｂ（ｙ）＝Ｈ（ｙ） ---------- Ｈ（ｙ）：特殊要因経費（⑥）を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。 ３．毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

	C（y）＝｛I（y）＋J（y）｝－ K（y） （1）I（y）＝ I（y－1）± V（y） （2）J（y）＝ J（y） （3）K（y）＝ K（y－1）± W（y） ---------- I（y）：一般診療経費（⑦）を対象。 J（y）：債務償還経費（⑧）を対象。 K（y）：附属病院収入（⑨）を対象。 V（y）：一般診療経費調整額。 直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 W（y）：附属病院収入調整額。 直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。 【諸係数】 α（アルファ）： 機能強化促進係数。△1.6%とする。 第３期中期目標期間中に各国立大学法人における教育研究組織の再編成等を通じた機能強化を促進するための係数。 β（ベータ）： 教育研究政策係数。 物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

	注）中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。 なお、運営費交付金で措置される「機能強化経費」及び「特殊要因経費」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。 注）施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。 注）自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、平成 28 年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。 注）産学連携等研究収入及び寄附金収入等は、版権及び特許権収入を含む。 注）業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。 注）産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。 注）長期借入金償還金については、変動要素が大きいため、平成 28 年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。 注）上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は１とし、「教育研究組織調整額」、「教育等施設基盤調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、０として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、平成29年度以降は平成28年度と同額として試算している。

２．収支計画

平成２８年度～平成３３年度　収支計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
費用の部	722,996
経常費用	722,996
業務費	610,673
教育研究経費	83,441
診療経費	130,095
受託研究費等	110,184
役員人件費	1,091
教員人件費	156,583
職員人件費	129,279
一般管理費	14,736
財務費用	2,375
雑損	0
減価償却費	95,212
臨時損失	0
収入の部	738,250
経常収益	738,250
運営費交付金収益	233,360
授業料収益	56,106
入学金収益	8,036
検定料収益	1,324
附属病院収益	217,867
受託研究等収益	110,184
寄附金収益	22,359
財務収益	52
雑益	2,348
資産見返負債戻入	86,614
臨時利益	0
純利益	15,254
総利益	15,254

	注）受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。 注）受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。 注）純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

３．資金計画

平成２８年度～平成３３年度　資金計画

（単位：百万円）

区　　分	金　　額
資金支出	709,815
業務活動による支出	625,409
投資活動による支出	43,362
財務活動による支出	23,511
次期中期目標期間への繰越金	17,533
資金収入	709,815
業務活動による収入	685,301
運営費交付金による収入	265,526
授業料及び入学料検定料による収入	65,466
附属病院収入	217,867
受託研究等収入	110,184
寄附金収入	23,858
その他の収入	2,400
投資活動による収入	3,483
施設費による収入	3,483
その他の収入	0
財務活動による収入	3,498
前中期目標期間よりの繰越金	17,533

注）施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。